

各種決済方法も利用できます

今年度から固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の納税通知時に送付している納付書に、地方税統一QRコード（eL-QR）を印字しています。

「地方税お支払サイト」からこのeL-QRを読み込むと、クレジットカード決済やインターネットバンキングなどで納税することができます（手数料は自己負担）。詳しくは、「地方税お支払いサイト」=右QRコード=をご覧ください。



また、スマートフォン決済アプリでの支払いや、eL-QRに対応した全国の金融機関窓口での納付もできます。

eL-QR対応の金融機関については、地方税共同機構ホームページの「共通納税対応金融機関」=右QRコード=をご覧ください。



▶問合せ
税務課（市役所内線1101、1102）

納税が困難なときは

「やむを得ない事情」で納期限内の納税が困難な方には、市が生活状況などを聞き取った上で、徴収を猶予する制度があります。

事情により納付が困難な場合は、「払えないから…」とそのままにせず、納期限が過ぎる前に下記へご相談ください。ただし、虚偽の申し出や納付計画が不履行になった場合は、滞納処分の対象になります。

▶問合せ
税務課（市役所内線1101、1102）



「やむを得ない事情」とは、

- ・病气
- ・失業
- ・事業の廃止
- ・事業の経営不振 など



滞納者には法令による処分
多くの方が納期限までに自主的に納めている一方で、さまざまな理由で納期限を過ぎてもお支払いいただけない方もいます。納期限内に納付している方との公平性を欠くだけでなく、未収金を増やすことは市の財政を圧迫し、市民サービスを停止するなど、市政運営に支障をきたすことにもつながりかねません。納付できる資力がありませんが、納税しない滞納者には、徹底した財産調査をし、判明した財産を差し押さえるなど、法令に基づき滞納処分を実施しています。

納税は期限内に

12月は「税込確保重点月間」です

市民サービスは、市民の皆さんにお支払いいただく税金や保険料、使用料などにより提供されています。

納税は口座振替や金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンなどでできます。必ず収めるべき期限（納期限）までに納付してください。

▶問合せ 税務課（市役所内線1101、1102）

滞納者には法令による処分

口座振替やコンビニ納付が便利

払い忘れがない口座振替は、金融機関窓口や市役所税務課で申し込みができ、指定口座から自動的に引き落としされます。また、全国のコンビニエンスストアでは、いつでも納付することができます。

相続の手続きをお忘れなく

納税者が亡くなった場合、借金などと同様に死亡者の税金は民法によって配偶者や子などの相続人へ引き継がれます。手続きや納税をしないと、相続人の財産が差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。

滞納には延滞金加算

納期限を過ぎると、延滞金を加算（納期限翌日から1ヵ月以内は年2・4%、以降は年8・7%）します。うっかり納め忘れた場合にも同様に加算されますので、必ず納期限内に収めましょう。

▶滞納処分の流れ

- ①納期限を過ぎ、20日以内に納付がない場合は、督促状（手数料70円が必要）を送付します。さらに10日を過ぎると、滞納処分の対象になります。
- ②催告書などで滞納の事実を知らせます。予告なく滞納処分をすることもあります。
- ③事前の承諾なく、調査（金融機関や勤務先への照会取引先売掛金、不動産・自動車の保有状況、自宅などの検索）をし、滞納者の財産を差し押さえます。
- ④差し押さえた財産を売却したり、金融機関から預貯金を取り立てたりし、滞納市税に充てます。

▶差し押さえ件数と徴収金額

財産種別	令和4年度	令和3年度
預貯金	150件	216件
国税還付金	36件	54件
不動産	1件	3件
自動車・軽自動車・動産	1件	0件
生命保険	10件	5件
給与	37件	25件
年金	9件	9件
出資金など	18件	38件
合計	262件	350件
徴収金額	22,579,610円	28,281,025円

Q&A

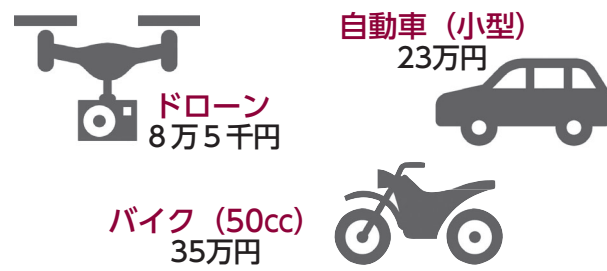
よく寄せられる皆さんの“ギモン”にお答えします

Q 「公売」とは、
どういうものですか？

A 差し押さえた財産を
入札などで売ることがあります。

市では、差し押さえた財産を滞納市税に充てるため、買い取り希望者を広く募り、入札や競り売りの方法によって売却しています。

電化製品、バイク、自動車といった動産、不動産など、さまざまな種類の財産を公売します。市役所に会場を設けて行うほか、K S I官公庁オークションサイトでも行っており、一定の条件を満たすと誰でも参加することができます。インターネット公売については、QRコードからご覧ください。



▲過去に公売したものと落札額

▶注意点

公売では財産が現状のまま売却され、買い取り後の返品ができません。不動産については、登記簿謄本による権利関係の確認や、現地での確認をお勧めします。また、動産については、売却時に下見会を開催することがありますので、実物をご覧ください。

▶問合せ
税務課（市役所内線1101、1102）



KSI 官公庁オークション